

鏡野町空家等除却事業費補助金 提出書類確認リスト

下記の書類のうち、☆が付いている書類は、施工業者へ提出を依頼してください。契約や除却届の提出については、補助金申請後に鏡野町から交付される交付決定通知日以降に必ず行ってください。交付決定通知日以前に行くと、事前着手となり、補助の対象外となる事があります。

【申請】

- 【様式第1号(第8条関係)】 鏡野町空家等除却事業費補助金交付申請書
 - 補助対象経費は、税抜金額を記載している。
- 【様式第2号(第8条関係)】 誓約書
- 【様式第3号(第8条関係)】 同意書
 - 所有者以外が除却する場合や、所有者が複数人の場合は相続に全ての方の同意書がある。
- ☆ 【様式第4号(第8条関係)】 工事計画書
 - 補助対象工事費は、税抜金額を記載している。
- ☆ 現況写真(4枚程度)
 - 撮影日の記載がある。
- ☆ 工事見積書の写し(内訳明細付き)
 - 登記事項証明書 ※未登記の場合は、固定資産評価証明書

【変更申請】(※交付決定額に変更が生じる場合等に提出が必要になります。)

- 【様式第7号(第12条関係)】 鏡野町空家等除却事業費補助金交付変更申請書
- 変更内容のわかる書類(見積書、工事計画書等)

【実績報告】

- 【様式第9号(第13条関係)】 鏡野町空家等除却事業費補助金実績報告書
 - 補助事業に要した費用は税抜金額を記載している。
- 契約書の写し
 - ※ 注文書・請書で契約を行っている場合は、両方の写しが必要
 - 施主は、交付決定通知者と同一である。
 - 契約日、両者の氏名、契約金額が記載され両者の押印がある。
 - 契約書の日付が、交付決定通知日以降となっている。
 - 契約金額が、見積書(又は領収金額に係る明細書(内訳書))と領収書と同じである。
- ☆ 施工中、施工後の写真(各4枚程度)
 - 撮影日の記載がある。
- ☆ 【様式第10号(第13条関係)】 工事完了証明書
 - 補助対象工事費は、税抜金額を記載している。
- 領収書の写し
 - 領収書名義が交付決定通知者と同一である。
 - 金額が契約書(又は変更契約書)、見積書と同じである。
 - 領収書の日付は、契約日以降かつ様式第9号の実績報告日以前である。
- 明細書(除却に関わる経費の内訳が記載された書類)
- ☆ マニフェスト表 E票の写し
 - ※ E票の読み取りが不可能な場合は、該当のA票も添付
- ☆ 建設リサイクル法届出/通知ステッカーの写し
 - ※ 解体家屋の延床面積が80㎡未満の場合は不要
 - 届出日が、契約日以降の日付となっている。

【請求】

- 【様式第12号(第15号関係)】 鏡野町空家等除却事業費補助金請求書
 - 交付決定通知者、請求者及び振込先口座名義人が同一である。

～提出・お問い合わせ先～

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660
鏡野町役場 暮らし安全課 生活安全係
TEL:0868-54-2621 FAX:0868-54-4823